若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が届け出ること（再生可能エネルギー発電事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は再生可能エネルギー発電事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の再生可能エネルギー発電事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の再生可能エネルギー発電事業者を申請者とする場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー発電事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、再生可能エネルギー発電事業者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式第３又は様式第４により申請すること。

（注８）会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な変更の場合は、変更前に様式第３又は様式第４により申請すること。

（注９）公的機関の発行する書類については、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。

（注１０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考

・用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本工業規格Ａ３とすること。

様式第７（第１１条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

申請者　　住　所　（〒　　）

（注１）

（ふりがな）

氏　名

実印

（法人番号：　　）（注２）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号　（　　）　　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第１１条の規定により、認定された再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

廃止対象事業　　廃止事業情報一覧による

担当経済産業局（注３）　＿＿＿＿

第三種郵便物認可　明治二十三年三月三十一日